

高槻市景観賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第28条第1項及び第2項の規定に基づく表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 本市の景観資源や景観まちづくり活動に携わる人々を表彰することで、市民及び事業者の景観意識の醸成を促進し、行政と協働による良好な景観形成の礎とすることを目的とする。

(表彰の名称)

第3条 表彰の名称は、「高槻市景観賞」とする。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、原則として、道路などの公共の場所から容易に見ることができるものであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建造物部門 本市の区域内に存する良好な景観形成に寄与している建築物及び工作物であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ア 意匠や形態、色彩、材質等のデザイン性に優れているもの
 - イ 周辺地域の自然やまちなみに調和しているもの
 - ウ 地域固有の景観を特徴づけているもの
 - エ 歴史的または建築的な価値をもつもの
 - オ 市民に愛され親しまれているもの
 - (2) 景観まちづくり部門 本市の区域内で概ね2年以上継続して行っている良好な景観形成に寄与している活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ア 地域の良好な景観形成及び地域住民の景観意識醸成に対する貢献度の高いもの
 - イ 地域固有の景観を活かした活動となっているもの
 - ウ 活動が継続的な景観まちづくりにつながっていくことが期待できるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に違反しているもの、その他表彰にふさわしくないものについては、表彰の対象から除くものとする。

(募集)

第5条 市長は、前条に規定する表彰の対象を自薦又は他薦により募集するものとする。

- 2 自薦又は他薦をする者は、別紙応募用紙に必要事項を記入の上、推薦理由等が確認できる写真を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 前項に規定する写真等を使用する権利については、市に帰属するものとする。

(部会の設置)

第6条 表彰を行うため、高槻市景観審議会規則第4条の規定に基づく高槻市景観賞選考部会(以下「選考部会」という。)を設置する。

2 選考部会は、前項に規定することのほか、5名以内の委員で組織するものとする。

(表彰の選定等)

第7条 選考部会は、第5条の規定により募集した表彰の対象について、書類審査及び現地調査等をもとに、表彰にふさわしいものを高槻市景観審議会(以下「審議会」という。)に推薦する。

2 審議会は、選考部会の推薦等を踏まえ、表彰の選定に関する審議を行う。

3 審議会は、前項に規定する審議にあたり、必要に応じて市民の意見を聴取することができるものとする。

4 市長は、審議会の議を経て、表彰の選定を決定する。

5 市長は、前項の規定により決定したときは、市の広報やホームページ等により、速やかに公表するものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、第7条の規定により決定した表彰の選定の所有者又は代表者等(以下「表彰対象者」という。)に表彰状を授与して行うものとする。

2 市長は、表彰対象者に対し、銘板や盾等を授与することができる。

3 建造物部門の表彰対象者で前項の規定により銘板を授与された者は、当該建造物の公共の場所から容易に見ることができる箇所に、銘板を設置するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、表彰対象者に受賞にふさわしくない行為があった場合は、第7条の規定による表彰の選定を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰の選定を取消するときは、あらかじめ審議会に諮り、その意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により表彰の選定を取消したときは、授与した表彰状、銘板及び盾等を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。